

【令和 7 年度 第 3 回新潟県最低賃金専門部会 議事録】

1 日 時 令和 7 年 8 月 5 日(火) 9:30~17:15

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 2 階 新潟労働局 会議室

3 出席者

公益代表委員 佐々木部会長、長谷川部会長代理、磯部委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、櫻井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、竹越委員

事 務 局 中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

(1) 新潟県最低賃金の改正について

(2) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局] 賃金室長補佐

定刻になりましたので、ただいまから令和 7 年度第 3 回新潟県最低賃金専門部会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日については、委員の皆様全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項、また同令第 6 条第 6 項の規定によりまして、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本部会につきましては公開となっております。本日、5 名の傍聴者がおられます。報道関係者としましては、今日についてはゼロ名ということです。

それでは、以後の議事進行を部会長にお願いいたします。

[佐々木部会長]

皆様おはようございます。

それでは、議事に入ります。まずは、中央最低賃金審議会におきまして目安が示されておりますので、事務局からご説明をお願いいたします。

[事務局]賃金室長

遅くなりましたが、中央最低賃金審議会からの目安の資料が届きましたので、ご報告させていただきます。

資料については、小委員会の報告と公益者の意見と、中身に別添資料というのが書いてあるのですが、そのためのものが参考資料という綴りになって届いておりますので、それをお配りさせていただいております。

内容についてですが、小委員会の報告を見ていただきたいと思います。裏面に労働者の見解がございまして、新潟でもお話ししているものと同じもので、物価のことについて考慮することが重要だということと、地域のA、B、Cランクの去年までの中で、Cランクが目安から大幅に上乗せしてきているところの実態なども考慮する必要があるということを主張しております。

使用者については、賃上げの必要性は理解しているが、物価高、コスト高といったことで中小企業・小規模事業所は非常に厳しいと。また、Cランクの地方は特に厳しいということ。また、価格転嫁についても十分に行っていないということ。こういった中で大幅な最低賃金の引上げは経営に非常に影響があるということです。

審議の仕方については、3要素を重要視していくのが基本的な考え方だということで主張されているようなことが記載されております。審議を7回までやってきましたが、意見については小委員会の中では一致せず、公益委員の見解を出すという流れになっています。

そこの取扱いが3ページ以降になっております。公益の見解の中では、資料の6ページ以降が公益の見解と、別に印刷してつけておりますが、結局、後ろの部分が公益の意見のものになっていて、結果などがあります。11ページを見ていただくと、各ランクの引上げのところがあります。

ここに今回の中央の小委員会の公益委員の考え方をまとめて書いてあります。10ページ一番下のまとめに書いてありますが、生計費の関係を重視して、今回は決めているというようなことが書かれております。その結果、新潟の属するBランクについては63円といった結果で目安が示されております。

また、13ページには、政府に対する要望ということで、新潟の審議の中でも出ておりますが、これについて要望したいということが書かれております。

最後の15ページは、これから行われます地方の審議会への期待ということで、この目安

を参考に地方のデータに基づいて検討をしていただきたいということが最後に書かれております。

内容については以上になります。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

今の事務局からの説明に対しましてご質問、ご意見等はございますでしょうか。

ないようでしたら、今、配付資料が 3 点ありますが、これについて事務局からご説明をお願いします。

[事務局]賃金室長

資料というのがこの 3 つになりますて、これ以外にまた資料があればと思ったのですが、今日のところは、今、目安の関係で示したものだけになりますので、以上となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

それでは、議題に入っていきたいと思います。議題(1)「新潟県最低賃金の改正について」に入ります。

最初に、事務局より連絡事項はございますでしょうか。

[事務局]賃金室長

目安が昨日まで届きましたので、いつもですと、ここで他局の審議状況を報告させていただいておりますが、まだどこもこれから始まるといったことになりますので、審議状況は以上となります。

[佐々木部会長]

ありがとうございます。

ご質問等はありますか。

それでは、審議に入ります。この場で改正についてご説明したいことが労使双方で何かございますでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

特にありません。

[労働者側 遠藤委員]

ありません。

[佐々木部会長]

ないようですので、ここからは二者協議に入ります。本日は労働者側委員からお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。

事前に、労働者委員で打合せをする時間が必要でそうか。

[労働者側 遠藤委員]

若干、いただきたいと思います。

[佐々木部会長]

事務局からご案内をお願いいたします。

[事務局]賃金室長補佐

これから二者協議となりますので、協議は非公開ということになります。傍聴者の方につきましてはこの場でお待ちをお願いいたします。

委員の方につきましては、控室をこれからご案内いたします。基本的に公益委員の方は3階の第3小会議室です。労働者側委員の方は3階の第2小会議室です。使用者側委員の方については3階の労働基準部長室が控室となります。これからご案内いたします。労働者側委員の方については、先ほどお話がありまして、打合せの時間を設けたいと。

控室は必要でしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

控室というのは、今ほどいただいた3階の。

[事務局]賃金室長補佐

小会議室です。

[労働者側 遠藤委員]

若干いただいてもよろしいですか。

[事務局] 賃金室長補佐

分かりました。すぐにこの協議に移るということではなくて、皆さんそれぞれの控室にこれから移動していただくことになりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ご案内いたします。

(二者協議)

[佐々木部会長]

全体会議を再開いたします。

まずは、二者協議の概要について私からご報告したいと思います。

本日、二者協議、労働者側から実施いたしました。

労働者側からは、まず、所定内給与と所定内労働時間、これは毎月勤労統計調査地方調査結果、4月のデータを基に算出したものになりますが、令和6年4月の所定内給与と所定内労働時間、同じく令和7年4月の所定内給与と所定内労働時間から前年同月比の時給を換算し、そこから伸び率が8.55パーセントであるという割合を求めていました。この8.55を現在の最低賃金の985円にかけ算をすると、84.2円という引上げ額が算出されます。この84.2円を切り上げて85円を引上げ額として、最終的な金額としては1,070円とする。もう一度お話しすると、第1回目の労働者の金額提示としては、85円引上げの1,070円ということでした。

それに対して使用者側ですが、この引上げ額の説明を使用者側に行いましたら、使用者側からは、前回と同じ引上げ額40円の1,025円と変わらないということでした。この根拠として、

- ・3要素から見てもこの金額は妥当である
- ・この金額でも事業者に与える打撃が非常に大きい
- ・最低賃金というのはペナルティであるとか、罰則という非常に強い意味合い、強制力があり、それを加味した数値である

という説明がありました。

この使用者側の金額に対して再度労働者側と二者協議を行いました、労働者側からは本日第2回目の金額提示がありました。結論からいいますと、第2回目の金額提示は82円引上げの1,067円という数値です。

この数値の根拠は、前回第 2 回の専門部会の中で労働者側から資料の提示があった第 2 回専門部会の資料の 4 ページの数値になります。4 ページの中にある下の段、新潟集計の中にある月例平均賃金方式の 139 組合の 46,818 人の金額が 13,611 円という金額が出ていますが、これを時給換算した数値です。時給換算すると 81.01 円という数値が出てきますので、それを切り上げて 82 円で、1,067 円にするというようなご回答をいただきました。

その後、労働者側からの第 2 回目の金額提示に関する報告を使用者側へいたしましたが、使用者側からは先ほどと同じ 40 円、1,025 円という金額の変更はありませんでした。

さらに第 3 回目の公労の二者の協議の中で、再度、労働者側に金額の確認をお願いしまして、その中で第 3 回目の金額提示として労働者側からは、73 円引上げの 1,058 円といった金額提示がありました。この数字の根拠は、先ほど説明した同じ資料の 3 ページの中にある連合リビングウェイジ、これは 2024 年のデータになりますが、1,130 円という数値が根拠となります。この 1,130 円を現在の最低賃金 985 円との差額を見ると、145 円という金額出てまいります。これを 2 年間かけて達成する、目標とするということで、この 145 円を 2 で割った数字 72.5 円が算出されます。これを切り上げた数値 73 円が引上げ額、そこから 1,058 円という金額提示がありました。

これに対して使用者側に報告をしましたけれども、使用者側としては、前回からの 40 円、1,025 円という数値の変更はないということでした。

金額をもう一度申し上げますが、労働者側の 73 円引上げの 1,058 円と使用者側の 40 円引上げの 1,025 円との間にはまだ 33 円のひらきがございます。これに対して、公益側で話し合いを行いまして、この差を議論、協議によって詰めることは難しいであろうという判断で、公益見解を示すという判断をしました。

次回、公益見解に関する具体的な審議結果をお伝えすることになります。

以上、私から、今日の二者協議に関する報告をいたしましたけれども、皆様方から何か質問や意見等はございますでしょうか。

[使用者側 徳武委員]

ご説明ありがとうございました。今の部会長のご説明のとおりなのですけれども、若干、私どもから補足させていただいてよろしいでしょうか。

[佐々木部会長]

お願いします。

[使用者側 徳武委員]

私どもの考え方につきましては、今ほど部会長からご説明がありましたし、私どもが今までの部会の中でご説明したとおり、3要素について客観的な数字から考えて、私どもが今考えている数字が妥当であるという点がまず1点目でございます。

2点目としては、40円という数字なのですけれども、これは実際、事業者から見ますと、社会保険料の負担などがほかにかかってきますので、実際には事業者としての支払は40円では収まらないということで、それ以上の金額が必要だということで、40円を超えるということは、中小企業・小規模事業者に与える打撃は大きい金額だと考えています。

3点目として、私どもは最低賃金額を決めるということはすなわち、事業者からペナルティを取るラインを決めているということです。今日、目安が示されましたけれども、仮に目安が6パーセント、53円引上げということですけれども、6パーセント引上げというのは中小・小規模事業に大規模以上の賃上げをしないとペナルティを取るぞと、法令違反として摘発するぞと、罰金を取りますよということを言うに等しいということで、私どもとしてはそういう金額には賛成の手を挙げられないということで主張させていただきました。

つけ加えさせていただきますと、今、経緯のお話がありましたとおり、労側の委員の皆様から歩み寄るということで、数度にわたり歩み寄りを示していただきまして、敬意を表しますし、感謝もいたします。

しかしながら、私どもは今ほど申し上げました理由で、この金額から動くことができないと考えておりますので、そういう気持ちにお応えできず非常に残念に思っております。
それだけお伝えさせていただきます。

[佐々木部会長]

ありがとうございました。

労側からいかがですか。何かコメント等はございますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、明日の専門部会にて本審への報告について結論を出したいと考えております。

それでは、本日の審議は終わりたいと思います。進行を事務局へお返しいたします。

[事務局]賃金室長補佐

ご審議をありがとうございました。第3回の専門部会につきまして、これで終了となります。

次回なのですけれども、第4回専門部会となっておりまして、明日8月6日(水)午後1時から、場所は2階の会議室となります。新潟労働局会議室となりますので、よろしくお願ひいたします。

お疲れさまでした。